

Ⅲ. 調査票

人権に関する意識調査

＝ アンケート調査票 ＝

日頃から、県政に対するご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

埼玉県では、すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現をめざして、様々な施策を展開しています。

この度、今後の人権啓発、人権教育をすすめるために「人権に関する意識調査」を実施することになりました。この調査は、満 20 歳以上の方を対象として 3,000 名を無作為にお選びし、アンケートにお答えいただくものです。

調査結果は、すべて統計的に処理され、調査目的以外に使用することはありませんので、個人のお名前や回答内容が外部に漏れることはございません。

ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき、アンケートにご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、この調査の実施につきましては、埼玉県から世論調査の専門機関である「株式会社タイム・エージェント」に委託しております。

平成 22 年 11 月

埼 玉 県

ご記入に当たってのお願い

- 1 アンケートは宛名の方ご本人がお答えください。ご本人による記入が難しい場合は、ご家族の方等がご本人から聞き取って代筆してください。
- 2 お答えは、この調査票に黒色又は青色のボールペンや鉛筆にて直接ご記入ください。
- 3 アンケートは、質問番号順に、あてはまる選択肢の番号を○印で囲んでください。もし、間違えて記入した場合は、その番号に×をつけて訂正してください。
また、「その他」を選ばれた場合には、() 内になるべく具体的にその内容をご記入ください。なお、設問によっては、一部の方にお答えいただく質問もございますが、その場合は、「・・・とお答えの方は」といったご案内に沿ってお答えください。
- 4 ご記入後、本調査票は、お手元で保管してください。
調査員が調査票をいただきにまいりますので、その際にお渡しくださいますようお願いいたします。

お問い合わせについて

この調査に関する問い合わせは下記までお願いいたします。

調査については：

埼玉県県民生活部人権推進課
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
電話 048-830-2255 (直通)
(問合せ時間 土日・祝日を除く 9:00~17:00)

調査票の配布・回収については：株式会社タイム・エージェント

〒150-0044 渋谷区円山町 6 番 8 号松木家ビル 3 F
電話 03-3770-6831 (直通)、03-5459-3862 (直通)
(問合せ時間 土日・祝日を除く 10:00 ~ 18:00)

人権全般に対する意識についておたずねします

問1. あなたは、人権や人権問題についてどのような印象をお持ちですか。(○は1つ)

- | | |
|--------------|------------|
| 1. 一部の人の問題 | 3. その他 () |
| 2. 誰にでも関わる問題 | 4. わからない |

問2. あなたは、国民一人ひとりの人権尊重の意識は、10年前に比べて高くなっていると思いますか。(○は1つ)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 非常に高くなっている | 4. やや低くなっている |
| 2. やや高くなっている | 5. 低くなっている |
| 3. 変わっていない | |

問3. 「人権尊重が叫ばれる一方で、権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた」という意見について、あなたは、どう思いますか。(○は1つ)

- | | |
|------------|---------------|
| 1. 非常にそう思う | 3. あまりそうは思わない |
| 2. かなりそう思う | 4. 全くそう思わない |

問4. 今の日本の社会に様々な人権問題がありますが、あなたが関心のあるものはどれですか。
(該当するものすべてに○)

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| 1. 女性に関する人権 | 11. 犯罪被害者とその家族に関する人権 |
| 2. 子どもに関する人権 | 12. インターネットによる人権侵害 |
| 3. 高齢者に関する人権 | 13. ホームレスの人権 |
| 4. 障害者に関する人権 | 14. 性的指向の異なる人(*1)の人権 |
| 5. 同和問題 | 15. 性同一性障害者(*2)の人権 |
| 6. アイヌの人々に関する人権 | 16. 北朝鮮による拉致問題 |
| 7. 外国人に関する人権 | 17. 人身取引(*3)に関する人権問題 |
| 8. エイズウイルス(HIV)感染者等の
人権 | 18. プライバシーに関する人権問題 |
| 9. ハンセン病患者等の
人権 | 19. その他(具体的に:) |
| 10. 刑を終えて出所した人の
人権 | 20. 特になし |

(*1) 性的指向の異なる人とは、異性愛、同性愛、両性愛

(*2) 性同一性障害者とは、生物学的な性「からだの性」と性の自己認識「こころの性」が一致しない人

(*3) 「人身取引」には、性的搾取や強制労働、臓器売買などが含まれます

問5. あなたは、日常生活の中で、あなた自身、またはあなたの周りの人（家族・友人など）の人権が侵害されたと感じたことがありますか。（○は1つ）

1. ある

2. ない

（問5で「2. ない」とお答えの方は問6へお進みください。）

（問5で「1. ある」とお答えの方に引き続きおたずねします。）

問5-1. それはどのような内容ですか。（該当するものすべてに○）

1. あらぬ噂をたてられたり、他人から悪口や陰口を言われた
2. 名誉・信用を傷つけられたり、侮辱された
3. 社会的地位、習慣、脅迫などにより、本来義務のないことをさせられたり、権利の行使を妨害された
4. 職場において、不当な待遇や上司の言動を受けた
5. 人種・信条・性別の違いなどにより、不平等または不利益な扱いを受けた
6. プライバシーの侵害を受けた
7. インターネットを悪用し、差別的な情報を掲載された
8. 性的いやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）を受けた
9. 夫婦間の暴力や交際相手からの暴力を受けた
10. ストーカー被害を受けた
11. 学校や職場、地域などで仲間はずれにされた
12. その他（具体的に： _____）

問6. もし、あなたが、ご自身の人権を侵害されたと感じた場合、まず、どのような対応をしますか。（○は1つ）

1. 友人・家族等の身近な人に相談する
2. 弁護士に相談する
3. 国の機関や人権擁護委員、民生委員・児童委員に相談する
4. 婦人相談所等の県の機関に相談する
5. 市役所・町村役場の相談窓口相談する
6. 警察に相談する
7. 相手に抗議する
8. 我慢する
9. その他（具体的に： _____）
10. わからない

女性の人権についておたずねします

問7. あなたは、女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのような行為に対してですか。
(該当するものすべてに○)

1. 男女の固定的な性別役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)を押し付けること
2. 職場における差別待遇(採用、昇格、賃金など)
3. 売春・買春、援助交際
4. レイプ(強姦)など女性への性暴力
5. 夫婦間の暴力や交際相手からの暴力
6. 職場や学校におけるセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)
7. 女性のヌード写真を掲載した雑誌やアダルトビデオ
8. 女性の体の一部などを、内容と無関係に使用したポスターやテレビ
9. その他(具体的に: _____)
10. 特にない

問8. あなたは、女性の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

1. 女性の人権を守るための啓発活動を推進する
2. 女性のための人権相談、電話相談を充実する
3. 男女平等や性についての教育を充実する
4. 女性の就業機会の確保や、職業能力開発の機会を充実する
5. 議員、企業役員や行政の審議会等への女性の参画を促進する
6. 女性が暴力等の被害から避難するための「シェルター・緊急待避所」を整備する
7. 女性が被害者になる犯罪の取り締まりを強化する
8. 相談機関などが暴力を受けた被害者の意思や気持ちに配慮した対応をする
9. 捜査や裁判で、女性の担当者を増やし、被害女性が届け出やすいようにする
10. テレビ、映画、新聞、雑誌などのメディアの倫理規程を強化する
11. その他(具体的に: _____)
12. 特にない

子どもの人権についておたずねします

問9. あなたは、子どもの人権が尊重されていないと感じるのはどのような状況に対してですか。
(該当するものすべてに○)

1. 仲間はずれや無視、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたりさせたりする
2. いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬ振りをする
3. 教師による子どもへの体罰
4. 保護者による子どもへの虐待・暴力
5. 親が子どもに自分の考えを強制し、子どもの意見が尊重されない
6. 児童買春・児童ポルノ等
7. その他(具体的に: _____)
8. 特にない

問10. あなたは、子どもの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

1. 子どもの人権を守るための啓発活動を推進する
2. 子どもの人権相談、電話相談を充実する
3. 教師の人間性、指導力を高める
4. 家庭内の人間関係を安定させる
5. 子どもに自分を大切にし、また、他人も大切にする思いやりを教える
6. 子ども的人格を尊重する教育や意識啓発に力を入れる
7. 地域の人々が、どの子どもにも関心を持って接する
8. 子どもが被害者になる犯罪の取り締まりを強化する
9. 児童虐待の発見や、その解決のための体制づくりをする
10. マスメディアの情報(テレビの暴力シーン等)発信のあり方を見直す
11. インターネットや携帯電話の利用等にかかわる規制を強化する
12. その他(具体的に: _____)
13. 特にない

高齢者の人権についておたずねします

問11. あなたは、高齢者の人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。(該当するものすべてに○)

1. 経済的な保障が十分でないこと
2. 働ける能力を発揮する機会が少ないこと
3. 施設サービスが十分でないこと
4. 在宅サービスが十分でないこと
5. 病院や施設が本人の意思に反して自由を制限したりすること
6. 道路の段差や、駅や建物の段差などにより、外出に支障があること
7. 高齢者に冷たい態度をとったり、相手にしなかったりすること
8. 判断能力が十分でない高齢者に、財産管理等経済生活をめぐる権利侵害があること
9. 高齢者の意見や行動を尊重しないこと
10. 悪徳商法や振り込め詐欺などの被害者が多いこと
11. その他(具体的に: _____)
12. 特にない

問12. あなたは、高齢者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

1. 高齢者の人権を守るための啓発活動を推進する
2. 高齢者のための人権相談、電話相談を充実する
3. 高齢者が自立して生活しやすいまちづくりを推進する
4. 高齢者の就職機会を確保する
5. 高齢者とほかの世代との交流を促進する
6. 判断能力の十分でない高齢者の財産を保全するため、預貯金の出し入れ代行や、預貯金通帳等の財産の保管サービスを充実する
7. 成年後見制度(*)など、高齢者の人権と財産を守るための制度の利用促進
8. 本人の意思を尊重した介護を行う
9. 病院や施設についての苦情を中立的立場で解決する制度を充実する
10. 悪徳商法や振り込め詐欺などの犯罪から高齢者を守る
11. その他(具体的に: _____)
12. 特にない

(*)成年後見制度とは、判断能力が不十分な人に対して、裁判所が選んだ後見人が財務管理や契約などの法律、生活面を支える制度

障害者の人権についておたずねします

問13. あなたは、障害者の人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。(該当するものすべてに○)

1. 障害または障害者についての理解が十分でない
2. 就職活動や職場において不利な扱いを受ける
3. 施設サービスが十分でない
4. 在宅サービスが十分でない
5. 病院や施設が本人の意思に反して自由を制限したりする
6. 知的障害者や精神障害者等に、財産管理等経済生活をめぐる権利侵害がある
7. 道路の段差や、駅や建物の段差などにより、外出に支障がある
8. スポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動への参加の機会が少ない
9. 結婚問題で、周囲に反対を受ける
10. アパート等への入居が難しい
11. その他(具体的に: _____)
12. 特にない

問14. あなたは、障害者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

1. 障害者の人権を守るための啓発活動を推進する
2. 障害者のための人権相談、電話相談を充実する
3. 障害者の就職機会を確保する
4. 知的障害者等の財産を保全するため、預貯金の出し入れ代行や、預貯金通帳等の財産の保管サービスを充実する
5. 成年後見制度(*)など、障害のある人の権利と財産を守るための制度の利用促進
6. 障害のある人が安心して外出できるように、建物の設備や公共交通機関を改善する
7. 障害のある人がスポーツや文化活動などに参加しやすくする
8. 障害のある人とない人の交流を促進する
9. 学校教育の中で、障害者理解教育を充実する
10. 病院や施設についての苦情を中立的立場で解決する制度を充実する
11. 保健・医療・福祉サービスを充実する
12. 自立を目指す障害者が、生活しやすい環境にする
13. その他(具体的に: _____)
14. 特にない

(*)成年後見制度とは、判断能力が不十分な人に対して、裁判所が選んだ後見人が財務管理や契約などの法律、生活面を支える制度

同和問題についておたずねします

問15. あなたは、同和問題について、初めて知ったきっかけは、何からですか。(○は1つ)

1. 家族(祖父母、父母、兄弟等)から聞いた
2. 親戚の人から聞いた
3. 近所の人から聞いた
4. 職場の人から聞いた
5. 学校の友だちから聞いた
6. 学校の授業で教わった
7. テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った
8. 同和問題の講演会や研修会で知った
9. 都道府県や市区町村の広報紙やホームページ、冊子等で知った
10. インターネットの書き込み等で知った
11. 同和問題は知っているがきっかけは覚えていない
12. その他(具体的に: _____)
13. 同和問題を知らない

(問15で「13.」とお答えの方は問18へお進みください。)

(問15で「1.」～「12.」とお答えの方に引き続きおたずねします。)

問15-1. あなたは同和問題に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか。(該当するものすべてに○)

1. 結婚で周囲が反対すること
2. 就職・職場で不利な扱いをすること
3. 差別的な言動をすること
4. 差別的な落書きをすること
5. 身元調査をすること
6. インターネットを利用して差別的な情報を掲載すること
7. 誤った偏見から交際を避けること
8. えせ同和行為(*)があること
9. その他(具体的に: _____)
10. 特にない

(*)えせ同和行為とは、同和問題を口実として行われる不法、不当な行為や要求

問15-2. 仮にあなたが親しく付き合っていた人（職場の人や近所の人）が「同和地区」出身の人であるとわかった場合、どうすると思いますか。（○は1つ）

1. これまでと同じように親しく付き合っていく
2. できるだけ付き合いを避けていくと思う
3. 付き合いをやめてしまうと思う
4. わからない

問15-3. あなたに未婚のお子さんがいるとして、そのお子さんの結婚相手が「同和地区」出身であるとわかった場合、あなたはどうすると思いますか。（○は1つ）

1. 子どもの意思を尊重する
2. ややこだわりがあるが、子どもの意思を尊重する
3. 反対だが、子どもの意思が強ければ尊重する
4. 反対ではないが、家族や親戚の反対があれば結婚は認めない
5. 反対であり、絶対に結婚は認めない
6. その他（具体的に： _____）
7. わからない

問16. 同和問題の解決に対して、あなたはどのように考えますか。あなたの考えに最も近いものを選んでください。（○は1つ）

1. 基本的人権に関わる問題だから、自分もこの問題の解決に努力すべきだと思う
2. 基本的人権に関わる問題だが、誰かしかるべき人が解決してくれると思う
3. 自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせるよりしかたがないと思う
4. 自分には直接関係のない問題だと思う
5. わからない

問17. あなたは、同和問題を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

1. 同和問題を解決するための教育・啓発広報活動を推進する
2. 同和問題にかかる人権相談、電話相談を充実する
3. えせ同和行為(*)を排除する
4. 同和問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる
5. インターネットを利用した差別を助長するような情報の防止対策を充実する
6. 同和地区のことや差別のことなど口に出さなくて、そっとしておけば自然になくなる
7. その他(具体的に: _____)
8. 特にない

(*)えせ同和行為とは、同和問題を口実として行なわれる不法、不当な行為や要求

アイヌの人々の人権についておたずねします

問18. あなたは、アイヌの人々に関して、人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。(該当するものすべてに○)

1. 結婚問題で周囲が反対すること
2. 就職・職場で不利な扱いをすること
3. 差別的な言動をすること
4. 独自の文化や伝統の保存、伝承が図られていないこと
5. その他(具体的に: _____)
6. 特にない

外国人の人権についておたずねします

問19. あなたは、日本に住む外国人の人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。(該当するものすべてに○)

1. 就職活動や職場において不利な扱いを受ける
2. 年金や医療保険制度などの福祉政策が、日本人と同じように適用されない
3. 選挙権がない
4. アパートなど住居への入居が困難である
5. 義務教育年齢に達しているが、学校に通っていない不就学の子もがいる
6. 習慣等が異なるため、地域社会で受け入れられにくい
7. 結婚問題で、周囲から反対を受ける
8. 病院や公共施設に十分な外国語表記がないので、サービスが受けにくい
9. 店によっては入店を拒否されたり、十分なサービスを受けられなかったりする
10. その他(具体的に: _____)
11. 特にない

問20. あなたは、外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

1. 外国人の人権を守るための啓発活動を推進する
2. 外国人のための各種相談機能を充実する
3. 外国人の就職機会を確保する
4. 外国人の地方参政権を認めたり、行政への参画を推進したりする
5. 外国人児童生徒に教育を受ける機会を確保する
6. 日常生活に必要な情報を外国語により提供する
7. 外国人の文化や伝統を尊重し、協調する態度を育むなど、国際理解教育を進める
8. 外国人と地域住民との交流を図り、相互理解を深める
9. その他(具体的に: _____)
10. 特にない

H I V感染者・ハンセン病患者等の人権についておたずねします

問21. あなたは、H I V感染者・ハンセン病患者等に関して、人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。(該当するものすべてに○)

1. 結婚問題で周囲が反対すること
2. 就職・職場で不利な扱いをすること
3. 治療や入院を断ること
4. 無断でエイズ検査等を行うこと
5. 差別的な言動を行うこと
6. ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと
7. アパート等の入居を拒否すること
8. 宿泊を拒否すること
9. その他(具体的に: _____)
10. 特にない

犯罪被害者やその家族の人権についておたずねします

問22. あなたは、犯罪被害者等に関して、人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。(該当するものすべてに○)

1. 犯罪行為によって精神的なショックを受けること
2. 犯罪行為によって経済的負担を受けること
3. 事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること
4. 警察に相談しても期待どおりの結果が得られないこと
5. 捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること
6. 刑事裁判手続に必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではないこと
7. 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること
8. その他(具体的に: _____)
9. 特にない

刑を終えて出所した人の人権についておたずねします

問23. あなたは、罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会の一員として立ち直ろうとした場合、どのような問題があると思いますか。(該当するものすべてに○)

1. 更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること
2. 就職、職場で不利な扱いをすること
3. アパート等に入居できないこと
4. 結婚問題で周囲が反対すること
5. じろじろ見られたり、避けられたりすること
6. メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと
7. その他(具体的に: _____)
8. 特にない

インターネットによる人権問題についておたずねします

問24. あなたは、インターネット上での人権侵害に関して、現在、どのような問題が起きていると思いますか。(該当するものすべてに○)

1. 他人への誹謗中傷(ひどい悪口)を掲載する
2. 差別的な表現や差別を助長するような表現を掲載する
3. 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている
4. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載する
5. ネットポルノが存在する
6. 個人情報の流出などの問題が多く発生している
7. 悪徳商法によるインターネット取引での被害が起きている
8. その他(具体的に: _____)
9. 特にない

問25. あなたは、インターネット上の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

1. インターネットによる人権侵害を受けた人のための相談体制を充実する
2. 利用者やプロバイダ（インターネット接続業者）などに対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深める
3. 違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する
4. プロバイダ（インターネット接続業者）等に対し人権を侵害する情報の削除を求める
5. 表現の自由に関わる問題であり、対策には慎重な対応が必要である
6. その他（具体的に： _____)
7. 特にない

性同一性障害者、性的指向の異なる人の人権問題についておたずねします

問26. あなたは、性同一性障害者（生物学的な性「からだの性」と性の自己認識「こころの性」が一致しない人）や性的指向（異性愛、同性愛、両性愛）の異なる人に関して、人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。（該当するものすべてに〇）

1. 職場、学校において、嫌がらせをすること
2. 差別的な言動をすること
3. 就職・職場で不利な扱いをすること
4. アパート等の入居を拒否すること
5. 宿泊を拒否すること
6. 店舗等への入店や施設利用を拒否すること
7. じろじろ見られたり、避けられたりすること
8. 性同一性障害者や性的指向の異なる人に対する理解が足りないこと
9. その他（具体的に： _____)
10. 特にない

拉致問題についておたずねします

問27. あなたは、北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(該当するものすべてに○)

1. 拉致被害者は、身体や居住移転の自由が奪われ帰郷できないこと
2. 拉致被害者及びその家族と一緒に生活するという当然の権利を奪われていること
3. 未帰還の拉致被害者の家族にとって、被害者の生死などの情報が全く得られないこと
4. 国同士の問題であるため、帰国など期待どおりの結果が得られないこと
5. 拉致被害者と家族への差別的な言動をすること
6. 拉致被害者と家族を傷つけるような報道があること
7. 拉致被害者と家族を興味本位でみていること
8. 拉致問題に対する理解が足りないこと
9. 拉致被害者等に対する国の支援が足りないこと
10. その他(具体的に：)
11. 特にない

ホームレスの人権問題についておたずねします

問28. あなたは、ホームレスに関して、人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。(該当するものすべてに○)

1. 近隣住民等が嫌がらせをすること
2. 通行人等が暴力をふるうこと
3. 差別的な言動をすること
4. 就職・職場で不利な扱いをすること
5. アパート等の入居を拒否すること
6. 宿泊を拒否すること
7. 店舗等への入店や施設利用を拒否すること
8. じろじろ見られたり、避けられたりすること
9. 経済的に自立が困難なこと
10. その他(具体的に：)
11. 特にない

プライバシーに関する人権問題についておたずねします

問29. あなたは、プライバシーの保護に関して、どのような問題が考えられますか。(該当するものすべてに○)

1. 知らない企業・団体からダイレクトメールが届いたり、電話勧誘をうけること
2. 自分や家族のことについて、話したことがないのに、他人が知っていること
3. 個人情報の流出など自分に関する情報コントロールができないこと
4. 就職や結婚の際に、身元を調査されること
5. 個人情報の取り扱いに関する注意意識が低いこと
6. プライバシー保護を優先することで、学校の電話連絡網や地域の電話連絡網が作れないこと
7. その他(具体的に: _____)
8. 特にない

埼玉県の人権に関する取組についておたずねします

問30. 人権に対する理解を高め、一人ひとりが人権問題を解決していくためには、人権に関する教育や啓発活動が重要と考えられます。あなたは、人権啓発を促進していくには、どのような啓発広報活動が有効だと思いますか。(○は3つまで)

1. 講演会や研修会を開催する
2. 人権フェスティバル等のイベントを開催する
3. 県や市町村の広報紙・ホームページ等による啓発を行う
4. テレビ・ラジオを通じた啓発を行う
5. 映画・ビデオを通じた啓発を行う
6. 新聞・雑誌・週刊誌を通じた啓発を行う
7. インターネットやメール(メールマガジン等)による啓発を行う
8. 自治会単位で自由な意見の交換ができる会合を開催する
9. その他(具体的に: _____)
10. わからない

問31. あなたは、人権教育を促進していくには、学校においてどのような教育を進めていけばよいと思いますか（○は3つまで）

1. すべての児童・生徒が基本的人権について考えるような教育を進める
2. 「差別をするのは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める
3. 「人を大切に作る心や態度を育む」という教育を進める
4. 歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進める
5. 障害のある人や高齢者とのふれあいの場を多くするなど、交流教育を進める
6. 人権教育を効果的に進めるため、教職員研修を充実する
7. その他（具体的に： _____）
8. 現状のままでよい
9. わからない

問32. あなたは、人権が尊重される社会を実現するためには、今後、埼玉県は、特にどのようなことに取り組んでいくことが必要だと思いますか。（○は3つまで）

1. 人権意識を高め人権への理解を深めてもらうための啓発・広報活動を推進する
2. 人権問題に関する相談機能を充実する
3. 人権が侵害された被害者の救済を充実する
4. 人権に関する情報の収集及び提供を充実する
5. 国や県、市町村、民間団体等の関係機関が連携を図り、一体的な人権啓発運動を推進する
6. 幼児の時から、多様な個性を認め合える教育を推進する
7. 学校における人権教育を充実する
8. 公務員、警察官、教員などの人権に関わりの深い職業に従事する者の人権教育を充実する
9. 社会的に弱い立場にある人に対する支援、救済策を充実する
10. その他（具体的に： _____）
11. わからない

Ⅲ. 調査票

最後にあなた自身のことについておたずねします。今までご回答いただいた結果を統計的に集計分析するためにお答えをお願いいたします。

F1. あなたの性別を教えてください。(○は1つ)

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

F2. あなたの年齢を教えてください。(○は1つ)

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 20～29歳 | 4. 50～59歳 | 7. 80歳以上 |
| 2. 30～39歳 | 5. 60～69歳 | |
| 3. 40～49歳 | 6. 70～79歳 | |

F3. あなたの職業を教えてください。(○は1つ)

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1. 農林水産業 | 9. パート・アルバイト・内職 |
| 2. 商工・サービス業 | 10. 専業主婦 |
| 3. 自由業 | 11. 学生 |
| 4. 経営・管理職 | 12. 無職 |
| 5. 専門・技術職 | 13. その他(具体的に) |
| 6. 労務・技能職 | |
| 7. 事務職 | |
| 8. 販売・サービス職 | |

F4. あなたの埼玉県在住歴を教えてください。(○は1つ)

- | |
|----------------------------------------|
| 1. 生まれてからずっと埼玉県に住んでいる(一時的に埼玉県を離れた人も含む) |
| 2. 埼玉県以外から来た |

F5. あなたのお住まいの地域を教えてください。(〇は1つ)

1 . 南部地域	川口市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市
2 . 南西部地域	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
3 . 東部地域	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
4 . さいたま地域	さいたま市
5 . 県央地域	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
6 . 川越比企地域	川越市、東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
7 . 西部地域	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
8 . 利根地域	行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町、杉戸町
9 . 北部地域	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町
10 . 秩父地域	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

※ 最後に、さまざまな人権問題についてご意見やご要望がございましたら、ご自由にお書きください。

これで調査は終了です。

ご協力いただき、誠にありがとうございました。